

公益財団法人ルイ・パストゥール医学研究センター動物実験に関する取扱内規

1. 公益財団法人ルイ・パストゥール医学研究センター動物実験指針（以下「指針」という）3の(3)に規定する助言、指導を得ようとする者は動物実験委員会委員長にその旨を申し出、動物実験委員会委員長は必要に応じて動物実験委員会に諮るものとする。
2. 指針4に規定する申請は動物実験委員会に諮り、審査結果は動物委員会委員長から通知するものとする。
なお、様式については別紙の通りとする。
3. 動物実験審査に関する度物実験委員会の英文名称を、Committee for Animal Researchとする。

文例

This experimental procedure was permitted by the Committee for Animal Research, Louis Pasteur for Medical Research.

附則

- 1 この内規は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日 名称変更に伴い一部改正。